

市では、男女共同参画社会づくりを効果的に進めるため、市民代表と学識経験者による「やちよ男女共同参画プラン懇話会」を設置し、意見をいただいています。

会長と副会長に、新しいプランのことや今後の男女共同参画社会づくりに期待することをうかがいました。



会長
奥山けい子さん（東京成徳大学教授）

八千代市ではさまざまな団体が、男女共同参画社会をめざす取り組みを進めています。たとえば、このたよりの10号で、若手の女性農業者組織であるアンシャンテ倶楽部の多彩な活動が紹介されていました。

また、男性が女性や子どもとともに、生き生きと暮らしていくための企画も行われてきました。市の子育て支援センターによる、パパたちの交流の会（11号に掲載）もその一つです。新プランは、このような市内の活動をふまえ、多様な主体との連携や、男性の参画への支援をうち出しています。

基本計画（計画の体系Ⅰ～Ⅴ）は総合的でとても大きな事業ですが、市民が協力して進めれば、必ず実現するものです。そのために男女共同参画センターがより充実し、推進体制を強化することを望みます。なおプラン本文は実施計画など、より具体的に書かれていますので、みなさんがぜひお読みになることを期待しています。

副会長
岩佐はるみさん（市民公募）

八千代市では男女共同参画に関する意識調査が平成20年に事業所を、平成21年に市民を対象に実施されました。今回スタートした新プランでは、この調査結果を活かし、より男女共同参画社会実現を推進するための施策になっているものと期待しています。

私が注目しているのは、今までのプランではどちらかというと男性中心だった領域に女性の参画を促すイメージが強かったのですが、新プランでは主体は女性で男性はお手伝いという意識が強かった領域へ男性も主体として参画することを促し支援する施策が加わったことです。市と各市民団体との連携強化、推進体制の強化にも注目しています。

私は市民の感覚をできるだけ反映してほしいとの思いから、やちよ男女共同参画プラン懇話会委員に応募しました。まずは男女の人権が尊重されることを基本に考え、プランの実行が市民の意識に反映されるよう見守っていきたいと思います。

**男女共同参画センター
主催講座のお知らせ**

男女共同参画週間事業

「地域力で災害をのきるために」
～いざという時、みんなで支えあうために～

日時：平成23年6月25日（土）

午後1時30分～午後3時30分

講師 岡島 醇さん（財）市民防災研究所 理事

佐藤 寛さん 自主防災組織連絡協議会会長

女性、こころの悩み電話相談
《専用電話》047-485-7333
毎週火・木・金曜日 午前9時～午後4時
（祝日、年末年始〔12月27日～1月4日〕を除く）
専門の女性相談員が、おうかがいします

男性のための電話相談
（ちば県民共生センター お問合せ：043-252-8036）
《専用電話》043-285-0231
毎週火・水曜日 午後4～8時
専門の男性相談員が、おうかがいします

男女共同参画だより

No13 平成23年6月

八千代市男女共同参画課 ☎047-485-7088

男女共同参画センター ☎047-485-6505

住所：八千代市八千代台南1-11-6（八千代台東南公共センター4階）

ホームページ：<http://www.city.yachiyo.chiba.jp/siyakusyo/danjo/>

トップページ ≫ 暮らしのガイド ≫ 男女共同参画

「わたしたちが目指す
男女共同参画社会」

一人ひとりが生きがいのある社会を形成するために、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かちあい、家庭、職場、地域などで十分に能力や個性を發揮できる社会の実現を目指しています。



市では、男女共同参画基本法をもとに、基本計画や実施計画をつくり、男女共同参画社会の実現をすすめています。

前プランである「第2次やちよ男女共生プラン」が平成22年度で終了したことから、急速な社会情勢の変化に対応するため見直しを行い、新しいプランである「やちよ男女共同参画プラン」をつくりました。また、今年度から始まった市の第4次総合計画との整合性も図りました。

このプランは、男女共同参画社会実現に向けての目標や方針を示した基本計画（計画期間は平成23～32年度）、具体的な取り組みを示した実施計画（計画期間は平成23～27年度）で構成しています。

今回は、新しいプランの内容を紹介します。



■ みんなで育てよう 男女共同参画センター 認めあい、支えあい、いきいきと暮らすために 男女共同参画課 ■

計画の体系

このプランでは、5つの主要課題をもうけています。

I 等しく認めあう —男女共同参画の意識づくり—

1. 固定的な意識の是正

「男性だから」「女性だから」と性別によって生き方をしばられずに、能力や個性を十分に発揮することができるよう男女共同参画の意識づくりに努めます。

2. 男女の人権擁護

人権を守るため、ドメスティックバイオレンス（DV）やセクシュアルハラスメントの発生を防ぐ意識づくりを進めていきます。

3. 男女共同参画の視点に立った教育の推進

保育園・幼稚園・小中学校において、互いの人格を認めあい主体的に生き方を選ぶ力を育成するため、男女共同参画教育を進める環境を整えます。

【おもな取り組み】

❖ 男女共同参画講座などの開催

男女共同参画センターなどで各種講座を行い、男女共同参画の意識づくりを行います。

❖ 相談の実施

DV相談や「女性、こころの悩み電話相談」を実施し、相談体制の充実を図ります。

❖ 男女平等の視点に立った保育・教育の推進

保育園・幼稚園・小中学校において、男女平等の保育や教育を進めます。

❖ 男女で子育てする意識の啓発

男女で子育てする意識を啓発するため、子育てに関する情報の提供や、参加しやすい行事などを推進します。



男女共同参画センターの
主催講座

II 共につくりだす —あらゆる場への男女共同参画—

1. 政策・方針決定の場への男女共同参画

家庭・職場・政治の場などさまざまな分野において、性別にかかわらず参画していけるよう政策・方針決定の場への共同参画を進めます。

2. 地域での男女共同参画

性別にかかわらず地域活動やボランティア活動などへの支援を行います。

また、市民・企業・市内団体・NPOなど多様な主体のネットワーク化による連携・協働を図ります。

3. 国際社会への理解と交流の推進

国際社会の中で適切に対応し、国際理解を深め交流を推進するため、国際化について学んだり情報を得たりする機会の充実につとめます。

【おもな取り組み】

❖ 審議会等における女性委員・公募委員の登用

政策・方針決定の場へ女性委員や市民一般の参加が推進されるよう、登用機会の均等を図ります。

❖ 市民活動サポートセンターの運営

NPOやボランティア団体などの市民活動団体への活動の場の提供や交流支援、情報提供の支援を行います。

III 自分らしく生きる —ワーク・ライフ・バランスの推進—

1. 働く場における男女共同参画

性別にかかわらず個人の能力を発揮することができるよう、雇用機会や待遇の均等、ワーク・ライフ・バランスの条件整備・意識づくりを図ります。

2. 家庭における男女共同参画

男女がともに家庭・育児・介護にかかわり、安定した家庭生活を築き支えるため、学習機会をもうけます。

3. 多様な生き方を選ぶための条件の整備

多様な生き方があることに気づき、いきいきと暮らすための条件の整備や学習機会の提供、家庭や地域とのかかわりが希薄になりがちな

男性の日常生活支援を行います。

【おもな取り組み】

❖ 職場における男女平等意識の啓発

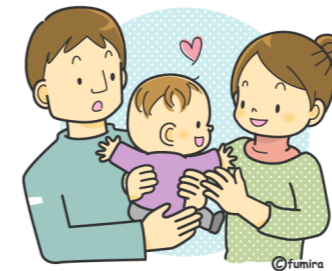
職場における男女平等に関する情報提供を行います。

❖ 子育て体験学習の推進

「はじめてパパ・ママ体験」や「パパとママの子育て教室」などの育児体験講座を実施し、子育てへのサポートを行います。

❖ 男性の趣味・仲間づくり講座の開催

男性を対象として、趣味・仲間づくりを目的とした講座を実施し、男性の日常生活支援の充実を図ります。



IV 健やかに暮らす —いきいきと暮らすための健康と福祉の増進—

1. 生涯にわたる心と体の健康づくりの推進

生涯にわたりいきいきと生活を送るための心身の健康づくりや、安心・安全な妊娠・出産育児のための母子保健を推進します。

2. 自立した生き方を支える福祉の充実

核家族の増加にともなう子育て環境の整備、高齢化社会における介護、ひとり親の家庭の生活安定の対策を進めます。

【おもな取り組み】

❖ スポーツ・レクリエーション事業の実施

市民ハイキングやニューリバーロードレースなどを開催し、スポーツ活動の普及に努めます。

❖ 健康教育・健康診査・健康相談の実施

母子健康手帳の交付や、マタニティ教室など、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない子育て支援を行います。

❖ 保育園事業の充実

さまざまな保育ニーズに対応し、障害児保育や延長保育などの推進を図ります。

V みんなで推進する —推進体制の整備と協働の推進—

1. 連携・協働体制の構築

男女共同参画事業への市民参加の推進や市民意見の導入を図ります。

2. 推進体制の強化

市役所が男女共同参画のモデルとなるようプランの進行管理を強化し、市職員の意識を高めるとともに、男女共同参画センターの充実を図ります。

【おもな取り組み】

❖ 市民参加の推進

やちよ男女共同参画プラン懇話会の開催や、男女共同参画センター利用団体と連携・協働し、市民参加の推進を図ります。

❖ 男女共同参画センターの周知と機能充実

男女共同参画に関する拠点施設として周知を図り、わかりやすく利用しやすい施設づくりに努めます。

おもな 改定 点

前プランからのおもな改正点は、以下の3点です。

多様な主体との連携・協働

NPOやボランティア団体などの市民活動団体への支援を強化し、多様な主体との連携・協働を図ります。

男性のための男女共同参画

ワーク・ライフ・バランスを推進し、男性の多様な生き方を選べる条件の整備を行うとともに、多様な分野への参画を支援します。

推進体制の強化

男女共同参画をさらに進めるため、プランの進行管理を徹底し、男女共同参画センターの充実を図ります。

※「やちよ男女共同参画プラン」は、市役所情報公開室・男女共同参画センター・市ホームページで閲覧できます。